

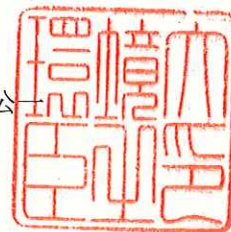
環水大総発 1706093 号

平成 29 年 6 月 9 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤晴貞 殿

環境大臣 山本 公



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理の
安全・安心な事業の推進について（通知）

貴団体におかれましては、東日本大震災発生以降、除染や中間貯蔵施設事業、放射性物質汚染廃棄物処理にご尽力いただき感謝申し上げます。除染については、平成 29 年 3 月末までに予定されていた除染が概ね完了することができました。

これらの取組もあり、平成 29 年 4 月 1 日までに、避難指示が出ていた 11 市町村のうち 9 市町村では帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されるなど、復興事業の現場は、人が帰還し生活する場になりつつあります。今後は、帰還困難区域において、改正福島復興再生特別措置法（平成 29 年 5 月 19 日公布・施行）に基づく特定復興再生拠点区域の除染・廃棄物の処理等を順次実施してまいります。また、中間貯蔵施設事業については、今年の秋にも除染土壌の貯蔵を開始する予定です。

このように福島の復興の要となる除染や中間貯蔵施設事業、放射性物質汚染廃棄物処理は新たなフェーズに入っています。

こうした中で、これらの取組に不適正な事案等があると、地域住民及び国民の不安・疑念が高まって事業に対する信頼が失われます。

貴団体におかれましては、このような認識にたつて、会員企業自身の企業統治の強化を今一度図っていただくとともに、下請け事業者への指導の更なる徹底、確認体制や情報共有体制の再点検を実施するなど、改めて、福島の復興事業に対する地域住民及び国民の信頼確保を図っていただきますようお願い申し上げます。